

令和3年第5回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年5月21日
13時30分～15時15分

会 場 海老名市役所議員全員協議会室

令和3年第5回海老名市農業委員会定例総会

令和3年5月21日「令和3年第5回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一
5番 鈴木 守	6番 小島 富士男	7番 波多野 寛	8番 市川 和美
9番 竹内 章人	10番 新戸 和夫	11番 守屋 福夫	12番 金指 満
13番 二見 務	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦

会議事項は次のとおりである。

- 日程第1 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第4 議案第33号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第5 議案第34号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明書の証明願いによる専決処分について（報告）
- (2) 農地造成工事施工届出書について
- (3) 農地の一時使用について（報告）
- (4) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、5番委員、6番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

（休憩）

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

【議長】 地区委員の意見を伺います。20番委員。

【20番委員】 その場所については、数年前に、1メートル50ぐらいの山盛りの畑で、家庭菜園を行っていられた土地でございます。泥を取りまして、道路と大体同じぐらいにされて、資材置場ということでございます。そのすぐ南方には田んぼがございます。その水路については、この資材置場の西方の水路から管理されている方から水を引くということで、その水路を確保するというので転用はやむを得ないと考えております。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 こちらの申請は、藤沢市に自宅と事務所を構えます、造園と土木業を個人で営んでおられる■■■■さんが、自己の資材置場として農地転用したいという旨の申請になります。■■さんは、現在、友人の会社の敷地の一部を借りていますが、手狭で車両や資材の搬入もしづらいため、用地を探していたところ、海老名インターにも近く、どの方面にも動きやすい本申請地の所有者と合意が形成できたことから、今回、申請がされました。

資料2-1の左下の農地区分をご覧ください。今回は、こちらの申請地ですが、第2種農地ということになります。こちらにつきましては、門沢橋駅から500メートル以内の地域にある農地ということで判断しています。

続きまして、資料2-2の土地利用計画図をご覧ください。図の上が西、右側が北を指しております。申請地は、1方を道路、3方を農地に囲まれた農地で、申請地を転圧して砂利敷としまして、資材置場として整備するという計画です。申請地の種類につきましては、単管パイプと高さ55センチの鋼板で囲いまして、図面のとおり、資材を置く計画となっております。雨水等につきましては、道路側に浸透トレンチを設置し、敷地内浸透処理とする計画になっております。隣地同意書につきましては、北側と西側から提出がございましたが、南側の田んぼにつきましては、所有者宅に代理人が、日にちや時間帯を変え、何度も伺っているとのことですが、いずれも不在で、会うことができなかったそうです。そういった会うことができないような場合について、県に確認したところ、代理人に経過報告書を作成してもらい添付してもらえば構わないということでしたので、報

こちらにつきましては、まちづくり条例の求める協議を終えていなかったため、先月の総会では審議しなかった案件となっております。また、申請に添付されていた同意書についてですが、本日の段階で、申請地に隣接する農地の耕作者または所有者から、譲渡人である■■■氏に対しまして、転用計画に対する同意の取下げが行われている状態でございます。

【議長】 局長、お願いいたします。

【事務局長】 引き続き、私のほうから続けさせていただきます。

取下げの理由などの詳細は、本日お手元に、A4縦使いで左上をとじた、海老名市農業委員会御中と左上に書かれた、5月21日付の「農地転用に関する同意の取下げについて」、それから、1枚めくっていただきますと、■■■氏宛ての令和3年5月19日付の「農地転用に関する同意の取下げについてのお知らせ」ということになります。5月19日に、この右上の3方から■■■氏のほうにこの書類が行き、本日、その報告が農地転用に関する同意の取下げについてという書面でこちらに頂いているというような形となっております。

取下げの理由などの詳細につきましては、資料をご確認いただきたいのですが、かいつまんで申し上げますと、■■■氏宛て取下げお知らせ内容については、譲渡人の上水道管理設により、申請地が第1種農地から第3種農地に急変した点に、隣接地の耕作者として不満があると。それから、転用計画の完了によって、日照、洗剤や油の流出、交通量の増加など、今後農業を続けていく上で不安があるといった2点になろうかと思えます。農業委員会に対しては、2点目を強調した同意取下書をお受けしているというところでございます。本日は、この同意を取り下げた文書の中身について、委員の皆さんの考えをお聞きした上で継続審議とすることが適当ではないかと考えております。

【議長】 説明が終わりました。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。受付番号6の申請地に関し、隣接する農地の地権者

は4名おります。そのうちの1名として今回の取下げ書発信者3人の中に私が入っております。私がこのまま議長を務めるのは適当ではないと考えますが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

【事務局長】 ただいまの議長のご発言に関して、私のほうから制度の趣旨をご説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律では、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっております。「関する事項」の取扱いについては、特定の個別事項に限定され、全般的な事項の中で不可分の関係者となっている場合は、議事参与の制限には含まれないというふうに解されております。例えば農業委員の耕地を含む病虫害防除の計画や基本構想の作成に関する事項について関係者となっている場合は含まれないと解されております。

【議長】 ただいま事務局長の説明を含め、私がこの議長を務めることに、
質疑、意見がありましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、私がこのまま議長を務めることに皆様のご異議は
ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、本日は同意を取り下げた文書の中身について、委員の皆様のお考えをお聞きした上で、受付番号6について、継続審議とするかどうか決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、受付番号6の継続審議について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方はございますでしょうか。ご自由に
発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、ないようですので、採決に入ります。

まず、受付番号6を継続審議することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、受付番号6については、継続審議とすることに決しました。

次に、議案書8ページ、日程第3、議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 この証明書は、相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとするときに税務署へ提出する書類の1つになります。相続人の要件といたしましては、相続税の申告期限までに相続か遺贈により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も農業を継続すると認められる個人であることで、被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいた個人であるとされております。

受付番号2、被相続人は、中河内■■■■■■■■、■■■■■、相続開始年月日は、令和2年11月15日、申請人は、中河内■■■■■■■■、■■■■■、特例農地等の明細ですが、中河内字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■■平米、ほか■■■筆です。これらの農地につきまして、5月18日に事務局で現地を確認しましたが、農地として適正に管理していることを確認しました。また、■■■さんの世帯は、市内に■■■■■■■■■平米の耕作地を所有しております。農家世帯の構成は、■■■さんの妻■■■さん、■■■さんの娘の■■■さん、跡継ぎとなる息子の■■■さん、■■■さんの妻の■■■さん、■■■さんの子供の■■■さん、■■■さんが農家台帳に現在記載されております。所有する農機具につきましては、トラクターが1台、田植機が1台、コンバイン1台、防除機が1台、トラックが1台となっております。畑は適切に管理されており、今後農業を行う意思があることから、この案件につきましては問題ないと思われれます。

【議 長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、日程第4、議案第33号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号18について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画（案）を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画（案）を送付して、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としています。

それでは、提案説明をいたします。

受付番号18、借り手は、中野■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りする農地は、本郷字■■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■■平米、ほか■筆です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和3年6月1日から令和5年12月31日までの3年間です。農業振興地域内の2件の新規の計画です。この案件につきまして、5月18日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農家で、農用地利用集積計画の法定要件で定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号18について、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。
受付番号18について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
続きまして、受付番号19と20、21と22についてですが、皆様にお諮りいたします。

この4件は、農地中間管理機構を仲立ちとする貸し借りですので、審議を2件ずつとして、提案説明、質疑、意見、採決までを一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。
それでは、受付番号19と20を一括して審議をいたします。
なお、受付番号19ですが、5番委員が関係人として、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(5番委員退席)

【議長】 それでは、再開いたします。
受付番号19と20について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地中間管理機構を通しての農地の貸し借りになります。農地の所有者が自身で耕作ができない場合などは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積のほか、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地を中間管理機構に貸し付け、農地中間管理機構、以下、機構と省略させていただきますが、機構がその農地規模を拡大したい方や、新しく農業を始めたい方などに貸し付ける農地中間管理事業という仕組みがございます。機構とは、農地中間管理事業推進に関する法律により、都道府県に1つ設置されるもので、神奈川県では公益社団法人神奈川県農業公社が県知事に

より指定をされております。特に農地をまとまった形で集約化して担い手へ貸し付けることで、次のようなメリットがあるとうたわれております。

貸す側のメリットとしては、賃料が機構から確実に支払われること、借り手が決まるまでは、機構を農地が管理していることなどが上げられております。借り手側のメリットとしては、機構との契約だけで済むために、複数の貸し手がいた場合でも、賃料を機構に払うだけでまとまった農地を拡充することができる場合があります、農作業の効率化により生産性が向上することが上げられております。

以上が農地中間管理事業の仕組みの概要でございます。

今回、この仕組みを使って貸し借りをしたいという集積計画の提案が市長に対してございました。この集積計画は、貸し手と機構との計画と、機構と借り手との計画が一括されたものでございます。農業委員会としては、通常の農地利用集積計画と同様に決定するかどうかをご審議いただき、ご決定いただければ、貸し手、機構、借り手に至るまでの集積、配分が一括して権利設定されるものでございます。

それでは、受付番号 19 番及び 20 番についてですが、神奈川県農業公社を通しての借り手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、大谷字■■■■■
■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米、■筆です。議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和 3 年 6 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 6 年間になります。農用地区域内 1 件の新規の計画になります。農用地利用集積計画の法定要件が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項では、借り手の要件として、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用しており、耕作または養畜の事業を行うと認められていることなどが上げられておりますが、農地中間管理機構が農地中間管理事業の実施によって利用権の設定を受ける場合には、この限りではないとされておりますので、この件については、特に問題ないと思われま。

以上、受付番号 19 及び 20 番について、一括してご説明いたしました。

【議長】 受付番号19と20について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号19と20について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします

引き続き、受付番号21と22について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号21及び22、引き続きまして、こちらも農地中間管理機構を通しての農地の貸し借りになります。農地中間管理事業の仕組みについては、受付番号19及び20で前述したとおりでございます。

それでは、受付番号21及び22についてですが、神奈川県農業公社を通しての借り手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、大谷字■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米、■筆です。議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和3年6月1日から令和8年12月31日までの6年間になります。農用地区域内■件の新規の計画になります。農用地利用集積計画の法定要件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項では、借り手の要件として、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められていることなどが上げられておりますが、農地中間管理機構が農地中間管理事業の実施によって利用権の設定を受ける場合には、この限りではないとされておりますので、この件については、特に問題ないと思われれます。

以上、受付番号21及び22について、一括してご説明いたしました。

【議長】 それでは、受付番号 21 と 22 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号 21 と 22 について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書 11 ページ、受付番号 23 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号 23、借り手は、秦野市弥生町■■■■■■■、■■■■■■■
合同会社、代表社員■■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■■、■■■■■、
貸し借りする農地は、本郷字■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平
米、ほか■筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、
普通畑、貸し借りの期間は、令和 3 年 6 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日
までの 3 年間、農業振興地域内■件の新規の計画です。この案件につつま
して、5 月 18 日に事務局で現地調査をしたところ、現地は農地として管
理されていました。また、借り手は農家で、農用地集積計画の法定要件が
定められている農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし
ており、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号 23 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号 23 について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

日程第 5、議案第 34 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
の証明についてを議題といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、次の3つの場合に、市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように申し出ることができる仕組みがあります。1つ目は、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、2つ目が、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3つ目が、農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合です。2つ目と3つ目の場合に買取りの申出をするときには、農林漁業の主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要があります。農林漁業の主たる従事者とは、専業従事者、兼業従事者にかかわらず、農林漁業経営における中心的な働き手、もしくは農林漁業経営に欠くことのできない者です。その者が従事できなくなったため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者を言います。この主たる従事者についての証明願が提出されました。市長へ生産緑地を買い取るよう申し出ると、市が買い取るか買い取らないかの通知を申出受付の日から1か月以内にします。市が買い取らない場合には、農林漁業を行う希望者へのあっせんをして、あっせんが整わなければ、買取り申出を受けた日から3か月後に行為制限の解除が申出者に通知されるという仕組みです。

議案書12ページ、受付番号2、申請者は、今里■■■■■■■■■、■■■■■、■■■■■、買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡、買取り申出事由発生日は、令和2年6月6日、買取り申出事由発生者は、今里■■■■■■■■■、■■■■■、続柄ですが、申請者は、買取り申出事由発生者の息子夫婦となります。買取り申出をする生産緑地は、今里■■■■■■■■■、■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■■■平米、ほか■筆です。現地の案内図と写真は、資料4をご覧ください。

事務局で5月18日に現地調査をしたところ、写真のとおり、農地として管理がされております。また、買取り申出事由の■■■■■さんと■■■■■さんですが、農家台帳において、経営主として登載がされておりました。これらから、この証明の発行につきまして問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

により相続した土地ということです。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯はありません。5月11日に、農地小委員会の15番委員、4番委員、12番委員と事務局職員で現地確認調査へ行き、現在は山林であるということを確認しました。また、固定資産税の公課証明を確認し、山林としての経過年数が10年以上であることを客観的な資料でも確認しております。そのほかの要件も満たしていることを確認し、これらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明しました。

【議長】 農地小委員会の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 ただいまご説明をいただきまして、現地だけのお話をしますと、5月11日、12番委員、4番委員と、あと事務局で見てきました。先ほど公図の写真の件で、私なりに説明しますと、公図の北西の角から全体を撮った写真であります。左にあるのが、田んぼの東に、畑の中にビニールハウスがございまして、その一部が写っております。現状は、説明のとおり、ケヤキ等が何本かありますが、竹林等がございまして、明らかに農地と言えるような状況ではありません。よって、非農地としての認定が相当だと思います。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2の専決処分は了承したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。

次に、議案書14ページ、(2)農地造成工事施工届出書についてを案件といたします。

受付番号3について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地造成は、農地の切土、盛土によって農地等の形質を変更することを言いますが、海老名市では軽易な農地造成を行う場合には、海老名市農地造成工事指導要綱に規定する届出を出していただくことになっております。具体的には、1,000平米以下で高さ1メートル以下の盛土、切土であって耕作の中断期間が3か月以下のものについてがこの手続の対象です。

受付番号3、申請地は、中河内字■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米、農用地区域内の田です。土地所有者は、中野■■■■■■■■■■、■■■、施工業者は、綾瀬市吉岡■■■■■■■■■■、有限会社■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■■■■■■です。申請地を畑として利用するための田から畑への盛土の届出です。盛土は、綾瀬市吉岡の圃場の土を使います。申請地の地図は資料6-1、資料6-2に造成計画図をお配りしております。

6-2をご覧ください。平面図です。上が北、下が南でございます。南の道路側から出入り及び土の搬入を行います。既に先月造成しました■■■番の土地と一体化した畑として広い面積で耕作を希望しています。右側半分、近隣農地に関する部分ですが、上のA-A'断面にあるように、東側の農地、実際はハウスなのですが、30度ののり面で処理します。こちらは隣地の方の了承済みとのこと。西側農地に対する対策は、断面図にあるように、立地境界線に鋼板土留めを行い、処理します。南側の市道及び水路への対策ですが、資料6-2の右側半分の下、B-B'断面図にあるように、境界線となる水路の内側に鋼板土留めを行い、土の流出を防ぐ処理をするという計画です。このB-B'断面図は、一体化して行う786番のほうの土地に書かれておりますが、反対側も同様の処理をするという聞いております。盛土の高さは道路面から30センチ以内となる予定です。それぞれの隣地の同意も得ており、特に問題はないと思われま

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 申請者の■■■さんは、事務局からもお話がありましたとおり、先月、農地造成の申請をされましたけれども、ちょうど■筆、南北につながっている土地でございまして、今度は南側の土地を埋め立てたいということでございます。造成計画については、ビニールハウスの建設ということで、変更はありません。また、先月申し上げましたけれども、隣地の境界等の問題については、所有者と協議をされておりました、特に問題ないというふうに思います。

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

この事業は、先ほど事務局がおっしゃいましたけれども、平成28年1月1日からの継続でございます。その間、農業に対しまして何ら支障がございませんでしたので、この件も今後も問題がないかと思っております。

それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号3の一時使用の了承をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書16ページから19ページ、(4)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条、受付番号21から22の2件、第5条の受付番号12から18の7件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書16ページをご覧ください。

受付番号21から22の2件で、こちら、届出期間につきましては、令和3年4月1日から4月30日までの間に届出がされたものです。受付番号21から22、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、田、499平米、畑、1,140平米、合計が1,639平米ということになります。

続きまして、議案書17ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年4月1日から4月30日までの間に届出がされたものです。受付番号12から18までの7件で、田、875平米、畑、1,434.07平米、合計、2,309.07平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 ただいまの説明にあった転用届出について、一括して質疑をお受けい

たします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して承認としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、承認といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何か。

【主査】 口頭での報告になってしまうんですが、先月審議いただいたアートバンライン、社家の田んぼ20枚使って、約2万平米弱の物流倉庫の転用の案件なんですが、出入口が北側の水道道に1か所と、あと、左側の県道沿いに大型用のを1か所と、あと、歩行者用の小さい出入口が1か所という形で審議いただいたんですけれども、その後、図面のほうが差し替わっているということが分かりまして、会長と代理には説明させていただいたんですが、出入口が北側の水道道の出入口が、警察との協議の中で、そこは出入りしてはいかんというふうな話になって、北側の水道道の出入口は廃止になって、そこは出入口を設けないというふうな形で図面が差し替わりました。そちらについては、先月の総会の中で2番委員も、通学の生徒さんがいられるのでということで、心配もされていたんですけれども、その心配もなくなって、逆にいい方向に行ったのかなと思います。そちらについては、その旨の図面で県のほうには申達させていただきましたことをここで報告させていただきます。よろしく申し上げます。

【議長】 そのほかにごございますか。

【事務局長】 ないです。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了いたします。長時間、ありがとうございました。